

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（染谷課長）

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第5回久喜市児童福祉審議会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、子育て支援課の染谷でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席委員数について、ご報告申し上げます。委員16名中、出席委員11名で過半数に達しておりますので、本審議会は、久喜市児童福祉審議会条例第六条第2項の規定により成立いたしますことをご報告いたします。なお、猪野塚将委員、奈良千鶴委員、中村梨沙委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

次に、会議の公開と会議録の作成につきまして、皆様にご了解をいただく事項がございます。会議の公開でございますが、久喜市では審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますことから、本審議会も傍聴を希望される方がおりました場合は、傍聴席へご案内いたしますのでご了解をいただきたいと存じます。また、本会議の内容につきましては、事務局にて会議録としてまとめる関係上、録音いたしますので、ご発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、マイクをご利用いただきますようお願いいたします。そして、本日の会議につきましては、終了予定時刻を11時30分とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は久喜市子ども計画の策定等支援業務委託の受託業者である株式会社ぎょうせいの2名にも同席いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の「2 あいさつ」としまして、吉倉会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

2 あいさつ

吉倉会長

皆様、おはようございます。大変本日は暖くなるという予報で、昨日は小学校も卒業式を終えられたということでございます。委員の皆様には大変ご多用の中をお越しいただきまして、さらに年度末ということで、いろいろご用がお有りのところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日は次第にございますように、梅田市長から諮問をいただき、この審議会において答申をしていくという、大変重要な節目の会となっております。振り返りますと、こども計画の策定に当たり、委員の皆様には、それぞれの立場から、様々なご意見をたくさん頂戴いたしました。皆様は、こどもたちの一番近くにおいて、ご指導、ご支援、そしてそのこどもを取り巻く保護者の皆様や地域の皆様とも、一緒に活動をなさり、その困難さや課題、難しさを十分、お感じになってらっしゃると思えました。そして、そこから大変ご示唆に富むご意見をたくさん頂戴し、誠にありがとうございました。それから、いただいた課題をすべて反映させるという訳にはいきませんが、事務局の皆さんが頑張ってくれて、よりよい改善に繋がったものと考えております。事務局の皆さんも、本当に丁寧であたたかな対応をしてくださったお仕事ぶりに敬意を表したいと思えます。

ここに至るまでには大変多くの困難なこともありましたが、皆さんのおかげで本日を迎えることができました。どうもありがとうございました。それでは、本日もどうぞよろしく願いいたします。

司会（染谷課長）

吉倉会長、ありがとうございました。

次に、議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前を送付をさせていただきました資料を併せてお手元にご用意お願いいたします。

はじめに、事前にお送りした資料としまして、

- ・ 次第
- ・ 資料1 パブリックコメントの実施結果

・資料2 久喜市こども計画（案）

の2点でございます。また、本日追加資料といたしまして、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は議事に入ります時に、配布させていただきます。

以上、資料はお揃いでしょうか。お手元に無い資料がございましたら、お持ちいたしますので、お申し出いただきたいと存じます。

それでは、次第の「3 諮問」に移らせていただきます。恐縮でございますが、梅田市長、吉倉会長におかれましては、席をお立ちいただき、前へお願いいたします。梅田市長よろしく願いします。

3 諮問

梅田市長

久子支第1555号、久喜市福祉児童福祉審議会会長、吉倉清子様、久喜市こども計画（案）についての諮問でございます。久喜市児童福祉審議会条例第2条の規定に基づき、久喜市こども計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

司会（染谷課長）

梅田市長、ありがとうございました。吉倉会長におかれましては、ご着席をお願いいたします。それでは、ここで梅田市長から委員の皆様へごあいさつを申し上げます。

梅田市長

皆様、こんにちは。久喜市長の梅田修一でございます。久喜市児童福祉審議会委員の皆様には、日頃から、市政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先程、「久喜市こども計画（案）」につきまして、諮問をさせていただきました。本計画（案）は、こどもや若者、子育て家庭が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とし、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、市町村が策定する計画でございます。本計画（案）は、これまでの施策を継承しつつ、新たにこども・若者の育成支援

を加え、子どもや若者が夢と希望を持って成長し、子育て家庭が安心して子どもを産み、育てられる社会の実現を目指し、総合的に推進するための取り組みを示しております。

委員の皆様におかれましては、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

司会（染谷課長）

梅田市長、ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、梅田市長は次の公務のため一度退席をさせていただきたいと存じます。ここで1点ご案内をさせていただきます。本日の会議では、次第5において、審議会から市長に答申を行う予定でございます。公務の関係上、10時50分に梅田市長がこちらへ参る予定でございますので、円滑なご審議にご協力をいただきますとともに、進行が若干前後することがございますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、次第の「4 議事」に移らせていただきます。議長につきましては、久喜市児童福祉審議会条例第6条に基づき会長が議長となりますので、吉倉会長、議長をお願いします。

4 議 事

(1) 久喜市子ども計画の素案（案）について

議長（吉倉会長）

それでは、議事に入らせていただきます。

先程、事務局から会議録の作成について説明がありましたが、事務局が会議録を作成後、代表の2名の方に署名をいただきたいと思います。前回、令和7年1月21日に開催した際は、高橋委員と私が署名人となりました。引き続き出席者の中から名簿順ですが、前回ご欠席されたことを踏まえまして、四ツ釜委員と山本千恵子委員を署名人に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。

議事の(1)久喜市子ども計画の答申（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局（近藤課長補佐）

（資料1及び資料2に基づき説明）

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。久喜市子ども計画の答申（案）について、パブリックコメントの意見募集の実施経過とともに説明がございました。ご質問等がありましたらお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

高田委員

パブリックコメントについてというか、むしろスケジュール間について、今後ご検討いただきたいということで、お話いたします。パブリックコメントを書いてこられる方というのは、非常に貴重な方だと思います。市がこどもの支援についてどういうことをやろうとしているのか、計画を立てるのかということに対して書いておられる方のご意見を、原案のとおり、とすべて処理されていますが、できれば事前に審議会委員に送付して、市民からご意見、ご要望がありますが、どの様にお考えか、とコメントを求めるとか、もしくは、パブリックコメントを言葉悪いですがとりあえずやりましょう、やればいいんでしょうという形で、やってすぐ答申ということではなく、せっかく出していただいたご意見、ご要望を反映させるかは別として、審議会委員の専門性を持った意見を挙げる場があると良いのではないかと私は思いました。

答申の日に、このパブリックコメントが出てきて原案のとおりと言われれば、諮問され、答申する、ということは当然だと思いますが、今回それを求めるということは、今はちょっと難しいと思いますので、次回以降は、せっかく貴重な意見を市民からいただいていますので、それを審議会委員にも、意見を聞く、この意見どう思いますか、というステップがあってもいいのかなと思えました。以上です。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。パブリックコメントのご意見について、貴重なご意見なのだから、

専門性のあるこの審議会の委員に事前にお示しして意見を聞いたらいいのでは、という、こちら
はご意見でよろしいですか。

高田委員

はい。

議長（吉倉会長）

はい。それでは、事務局からお願いいたします。

事務局（染谷課長）

貴重なご意見ありがとうございました。今回、こども計画を策定する中で、国による策定方針
を示す時期が遅れたことで非常に厳しいスケジュールとなっしまい、丁寧なご説明ができず、
大変申し訳ございませんでした。次回の策定に繋がるよう、検討させていただきたいと思いま
すので、よろしくお願ひします。

議長（吉倉会長）

他にいかがでしょうか。はい。では岸さん。

岸委員

私もパブリックコメントからなのですが、番号10番、11番の障がい児に対してのご意見を
頂戴したことについて、昨年度も障がい者福祉課に対してパブリックコメントを寄せてくださ
る方、もしかしたら同一の方かもしれないという憶測ですが、その1年を踏まえてもなおこの方
は同じようなご意見をお持ちということは、障がい者福祉課で実施されていることが、この方
には伝わっていない、まだ不十分と思っいらっしやるという、市民の一つの声だと思いま
す。私も障がい児の母として、こどもだから子育て支援課なのか、それとも、受給証を持っ
ているから障がい児なのか、私のこどもの管轄ってどちらなのか、どっちつかずな場面があ
りました。

こどもの障がいについて相談したいと言ったら、こどもの課であるはずなのに障がい者福祉課に回される。でも、幼稚園の相談ってなるとこっち、あっち行ったりこっち来たり、うちの子はどこでサポートしてもらっているの、となってしまうので、俯瞰してみればどちらの課でも、両方から支援を受けている相談者がこんなにたくさんいる、とは思いますが、障がい児だから、ということで、こどもの課から外される疎外感も感じているのでは、とこの方の意見と私の私情が絡んでしまい申し訳ありませんが、こどもの課からしても、障がいのあるこどもと家族の支援をもう少し丁寧に、詳しくというか、何を不足と感じていらっしゃるのか、という聞き取りをもう少し細目にするとういのはいいのではないかと感じました。以上です。

議長（吉倉会長）

貴重なご意見ありがとうございます。パブリックコメントの10番、11番のご意見について、取り扱う課が多岐に渡るので、ご本人はどういうふうに扱われてしまうのか、受け取る側としては、私はどちらで、主に支援を受けられるのか、不安な気持ちがあればあるほど、それは痛切に感じるかと思えます。こちらにつきましても、ご意見でよろしいでしょうか。

岸委員

はい。

議長（吉倉会長）

はい、それでは事務局よりお願いいたします。

事務局（染谷課長）

貴重なご意見ありがとうございます。障がい児支援につきましては、専門性の意味から色々な部署が関連してきます。市役所という組織といたしましては、専門的に実施する以上、複数の課に跨ることはありますので、今後も横の連携は、大切にしようということで、話をしております。ご相談の内容に応じてそれぞれの課に行ってくださいという案内は多々あると思いますが、

情報の連携の方はしっかりさせていただきながら、一緒に考えていける体制を整えて参りたいと常々考えております。

こちらの方のご意見につきましては、障がい者福祉課とご意見を共有いたしまして、今後の支援体制の整備や支援の充実に向けて、参考にさせていただきますという回答でございます。1か所で様々な分野の相談や支援をすべて対応できることが理想でございます。今後も横の連携がさらに密になれるように努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

よろしいでしょうか。

岸委員

はい。

議長（吉倉会長）

他にいかがでしょうか。それでは、こちらの子ども計画の答申（案）につきまして、いかがでございますか。よろしいでしょうか。それでは異議なしと認めてよろしいですか。

議長（吉倉会長）

ありがとうございます。それでは、ここで答申の準備にお時間をいただきたいと思います。暫時休憩といたしまして、10時45分から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

それでは、時間になりましたので再開いたします。お配りされました答申案をご覧ください。こちらで、答申ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。では異議なしと認め、こちらをもちまして答申といたしますので、上の括弧案を消していただきたいと存じます。

次第の「5 答申」につきまして、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局（染谷課長）

それでは議事（2）その他を控えているところではございますが、ここで次第の「5 答申」に移らせていただきます。恐縮でございますが、梅田市長、吉倉会長におかれましては、前へお願いいたします。

次第5 答申

吉倉会長

令和7年3月25日 久喜市長 梅田修一様。久喜市こども計画について（答申）。令和7年3月25日付け、久子支第1555号にて諮問のありました久喜市こども計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。本計画の基本理念に掲げるこども、若者、子育て世代が育ち、未来へつなぐまちづくりの実現に向けて、計画の着実な推進をお願いいたします。

事務局（染谷課長）

ありがとうございました。吉倉会長、ご着席いただきますようお願いいたします。それでは、ここで梅田市長から委員の皆様へごあいさつを申し上げます。

梅田市長

改めまして、委員の皆様におかれましては、久喜市こども計画の策定に伴い、昨年度から1年以上の長期にわたる闊達なご意見と、慎重なるご審議をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。久喜市こども計画案に対して、ご審議いただきました貴重なご意見を踏まえまして、本市のこども子育て支援施策の充実に努めて参ります。結びに本計画の検討にご尽力を賜りました、児童福祉審議会委員の皆様へ、改めて御礼を申し上げますとともに、引き続きご理解とご協

力を賜りますように、お願いを申し上げまして、答申にあたってのお礼のあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。

事務局（染谷課長）

梅田市長、ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、梅田市長は次の公務のため退席をさせていただきたいと存じます。引き続き会議を進めて参りたいと存じます。吉倉会長、進行についてよろしくお願いいたします。

4 議 事

(2) その他（こども誰でも通園制度）について

議長（吉倉会長）

それでは、議事を再開いたします。「(2) その他」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（保育幼稚園課 田口課長補佐）

追加資料1に基づき説明。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、何かご質問等がございますか。

岸委員

誰でも、ということですが、医療的ケアが必要なお子さんですとか、障がいを持ったお子さん、視覚、聴覚とか、あと発語がないとか、発達遅滞とか、そういったお子さんでも利用は可能なのでしょうか。

事務局（保育幼稚園課田口課長補佐）

誰でも通園制度では、おっしゃったお子さんでも対応ができるように、事前に保護者との面談を行いますので、調整を図った結果、受け入れ体制とかがあるので、すべてがOKかというところではないのですが、基本的に受け入れができるように、事業者、保護者と調整を図っていきたいと考えております。また、事業の実施に当たっては、必要な基準がございますので、看護師を配置する可能性もございますし、既存の体制で対応ができるということも、考えられなくはないので、その辺は受け入れる人数ですとか、保育所の体制と調整しながら、検討していきたいと考えております。

議長（吉倉会長）

よろしいですか。

岸委員

はい。障がいを理由に断られることがなければと願っております。ありがとうございます。

議長（吉倉会長）

他にございますか。はい。では加藤さん。

加藤委員

誰でも、ということなので、幅広い対象者になると思うのですが、単純に今日、親が、今、病院に行きたいとか、お医者さんにかかりたいからその間見てくださいっていうようなものから、そうではなく、こどもが今日、急に熱が出たけれど、自分が仕事を休めないのを見てほしい、というような、どの様なケースが想定されるのかが分からず、既存の一時保育等との違いとはどの点になるのかをお聞きしたいのですが。

議長（吉倉会長）

預けるお子さんについて、今までのサービスと、こども誰でも通園制度ではどういうことが違うのかというご質問ですが、いかがでしょう。

事務局（保育幼稚園課 田口課長補佐）

おっしゃるとおり現在でも、一時保育ですとか病児保育、そういったものはございます。誰でも通園制度というのは、一時保育と似ている点がございますので、紛らわしいところではあるのですが、基本的にこちらの制度につきましては、お子さんの成長を中心に考えるということで、一時保育などは、例えば先程おっしゃったとおり、保護者の方の用事があるときに、お子さんの預かる場所がないので預かってほしいという事業ですが、誰でも通園制度につきましては、そうではなく、今、家庭で見ているお子さんが、他の専門的な保育士のいる保育所等で、生活を送ることによって、成長ができるというところで、保護者の方に選んでご利用いただくという制度になりますので、基本的には、お子さんの成長を中心に考えるということで、この制度が始まるころでございます。

議長（吉倉会長）

まだ本当にこの話が出てきたばかりなので、何も決まってない状態なのだろうと思いますが、多分、使う側の方もそうだし受け入れ側の事業所等も、まだこれからのことでとても混乱することがたくさんあると思いますが、一つひとつ精査されて、なるべく使いやすいように、ご尽力いただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。他にいかがでしょうか。

はい。高田さん。

高田委員

2点あるのですが、対象者等一覧と1ページ目にありますが、これ自体は、すでに決定事項なのでしょうか。私が思ったのは、利用時間はこども1人当たり月10時間とあります。月10時間ということは、1日1時間ということはないでしょうから、5時間かかる。預かっていただく

としたら、月2日もしくは3日か分かりませんが、とにかくこの10時間というのはどういうことと出ているのか、この内容が決まっているのかということと、月10時間は妥当なのかということと、同時に、日頃保育園に行っていない子が、突然園に行って、1時間2時間では、泣いているだけで、大体4月に新しく保育園に入るともう最初の1週間は同じような状況になります。月10時間では、非常に中途半端な時間だと思うのです。

同時に、あと1時間当たり300円とありますが、利用者負担が300円ですが、園側としては、非常に大変だと思います。先程申し上げたように、4月に入ってこどもが新しく入ってくると、そのこどもを見るのは非常に大変なはずで、初めて来たこども、もしくは週に1回ぐらい来るお子さんが、そこに馴染むのかどうかというところを考えて、事業側に、認可申請とありますが、園側に事業として実施することへの見返りがあるような制度になっているのか、というのが私の疑問であり、質問なのですが。

議長（吉倉会長）

はい、ありがとうございました。まずこのことは決定事項であるかというようなことですが、いかがでしょうか。

事務局（保育幼稚園課 田口課長補佐）

先程のご質問ですが、こちら、対象者一覧の中で、対象者0歳6ヶ月から3歳未満というところにつきましては、こちらは法律でおそらく規定されることになると思いますので、決定事項になるかと思えます。実施場所につきましては今後認可になりますので、ここには例示で書かせていただいておりますが、この他の子育て施設でも、実施は可能になりますので、こちらの方は決定というよりは、こういったところが想定されているというところの例示になります。

それから先程の利用時間と利用料金でございますが、利用時間につきましては、月10時間ということで、国でいろいろ検討が行われてきた中で、先程おっしゃられたように、来たばかりの子は、泣いてばかりでとか、慣れるのに時間がかかるとか、そういったことも当然想定はされております。一方で、利用の時間に制限時間を設けないと、決まった方がずっと利用されて、多く

の方にご利用いただくことができない、そういったことも想定されておりまして、その辺のバランスを考えて、10時間が一つの目安というところで、例示の方がされているところでございます。

決定事項というところではございませんが、検討会の経過を見まして、市ではそれに倣った形でということをして現在、考えているところでございます。利用料金につきましては、こちらも標準額として300円ということを示されております。ただ、こちらにつきましては、利用者の方の負担ということで、ここには書かせていただいているのですが、実際運営される事業所につきましては、国で給付費として払われる金額というのが、今後示される予定でございますので、今のところお1人当たり、0歳だと1,300円ですとか、そういったところも案として出ているところではあるのですが、園はこの分だけで運営ということではないので、これプラス、国から出る給付、国とか市とかで出る給付費で、運営はしていただくというところで考えております。

先程おっしゃられたお子さんが泣いてしまって、というところはあるので、その他のところに書いてあるのですが、初回などは親子通園というそういったものも少し取り入れながら、お子さんが慣れるまでは親子通園をすることも可能にするといったところを事業者と調整しながら行っていきたいということで今のところは考えているところでございます。

議長（吉倉会長）

はい。今のお答えでよろしいですか。

高田委員

はい。

議長（吉倉会長）

他にございますか。

内田委員

私は、園の立場としてお話ししたいのですが、こういう事業は国から来て、必ずやらなきゃいけないものなのか、それとも、各市町村によってそれぞれ事情はあると思います。保育士が足りないとか、それからここは遠方だとかっていろんな事情はあると思うのですが、国の言うことが絶対にやらなきゃいけないのか、あとそれから、この各市町村によって、毎日何人ぐらいは入れないといけない、そういう何か決まりみたいなのできて、市では何園、そういうふうに登録してもらうとか、そういうお約束があるのかどうか、お聞きしたいです。

それから現状として私の知る限りでは、一般の教室に他の子と一緒に保育されることが望ましい、ということを知ったのですが、一般の普通のお部屋にはそれなりのスタイルができておりまして、泣く子が1人入ると、他の子がつられて泣くため、私の園は2歳児までを見る保育園なので、非常に絶対これは無理という事業だと思っているのです。ですから、保育士も、今いる園のこどもの人数に応じてしか、保育士を雇っていけない。それが1人増えることによって、保育士1人当たりが受け持つこどもの人数が拡大されるから、もう1人保育士を雇わないといけない。でも、その保育士を雇ったからって毎日その子たちが通園するとは限らない。それでも保育士に対するお給料を増やす、出さなければならないのに、実際は来ないといった、いろいろな問題が出てくると思います。ましてや、新年度から保育士が足りなくて、受け入れができない幼稚園や保育園があるという話も聞きました。

今、これを久喜市でやらなければならないのかも聞きたいし、それ以上に、保育園や幼稚園に対して久喜市はやることあるのではないかと、住みやすい久喜市にする以上に、私たちが保育士を一生懸命確保しようと思っても、応募がない現状に対して、もう少し久喜市も援助していただき、特別な支援をしていただけると、私達園長としても、堂々と運営することができるのですが、うまくまとまりませんが、私のこども誰でも通園制度に対する思いがどんどん溢れてきて、絶対これはうちでは受け入れられないと思う事業です。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。今のご質問についていかがでしょうか。

事務局（保育幼稚園課 田口課長補佐）

こちらの制度につきましては、先程ご説明させていただきましたが、令和8年度以降につきましては、法律に位置付けられて、全園というわけではないのですが、市町村としては、実施していかなければならない事業ということになりますので、実施する、しないということを選べるのではなく、事業化されるということで考えていただければと思います。

保育所に預かっていただく場合につきましても、通常、保育所を必要とされているお子さんが、久喜は沢山いらっしゃって、定員が一杯ということは重々把握しておりますので、事業の本体に影響が出るということは、こちらも当然望ましくないと考えておりますので、バランスを取りながら、実施できるよう事業所等と調整を図って、事業を行っていかねばならないということは、認識はしております。

保育士の配置につきましても、この事業を実施するにあたっては、今の保育の現場の方がぎりぎりということであれば当然そういう余力はないので、新しく1人雇わなきゃいけないとか、先程おっしゃったように、既存のクラスに入れると、泣いている子が入るので、ちょっと現場の保育士の負担が大変とかそういったところの課題は、認識しているところではありますので、その辺がまずは実施可能であるかというところを踏まえて、事業所と調整をしていきたいということと考えておりますので、すべての園の皆さんにやっていただくというところではございませんが、実施できるような状況にある園につきましては、こちらの事業に、認可を受けて実施していただきたいということで調整を図っていきたいと考えております。

議長（吉倉会長）

はい。いかがでしょうか。

事務局（堀口参事兼保育幼稚園課長）

あとですね、一つ、人材確保、保育士を集めるのが大変だというお話ございました。現状でも、新卒の保育士と新しく入った保育士に対して、就労支援金として園が新入の保育士にお支払いいただいた金額に対して、市が、上限10万円、3分の2まで補助させていただくという取組

みをさせていただいております。

保育士になりたい、という学生が減っているというなお話も、大学から伺っているところでございまして、本当に現場の皆さん大変な思いをしていらっしゃるということは重々承知しております。ただ、こちらのこども誰でも通園制度については、やはり受け入れ体制が整う、できますというところをお願いするということで、無理やりやってくださいということはもちろん考えてございませんので、そういったところをご安心いただいて、ただ国も、令和8年4月に全国一斉に本格スタートというなお話でございますので、もし、そういった事業者さんが手挙げしていただいた場合には、来年度、令和8年度の令和7年度の8月に実施予定の児童福祉審議会の際に、認可の関係でお世話になることになろうかと思っておりますので、またそのときには、ご審議の程よろしくお願ひしたいと考えております。

議長（吉倉会長）

よろしいでしょうか。なかなか難しい問題ですよ。

四ツ釜委員

今、人材確保の方で採用にあたって、市から補助を出していただいている、とお話がありましたが、それとは別に、新卒者や学生を確保するということは、ほぼ今不可能に近い状況で、人材紹介派遣会社といったところに頼らざるを得ない状況になっています。例えば、紹介会社を頼むと、1人当たり100万円という状態です。そういうところに依頼しなければ、人材が確保できない保育所へ、市から何らかの補助がないとやっていけないです。

そして、真面目なこどもが本当に好きな先生ほど、自分もこどもを自分の手で育てたい、ということで辞めていきます。ですので、保育、幼児教育現場は崩壊が始まっています。その現状を皆さんにご理解いただきたいなと思っております。以上です。

議長（吉倉会長）

はい。ありがとうございます。人材確保というのは、本当に喫緊で、しかもかなり難しい課題

ではないかと思えます。学校の教員もそうです。受ける段階で、倍率が目も当てられない状況になっておりまして、世の中のこどもの人数が少なくなっているのです、保育・教育どちらでもそれはあるかと思えますが、何とかしてその負の連鎖を打開する画期的な策がない状況の中で、皆さんがご苦勞なさっていると思えますが、ご意見としてで、よろしいですか。

四ツ釜委員

はい。

議長（吉倉会長）

はい。他にいかがでしょうか。

小原委員

すいません。一つだけ、こども誰でも通園制度は3歳未満までとなっているのですが、3歳から正規入園を希望され、希望された場合、せっかく慣れてきたこの通ってきた通院制度に慣れてきた園に、そのまま地域入園するということが可能なのか、という点をお聞きしたいです。

議長（吉倉会長）

はい。それではそのままいけるのかというお話ですが、いかがでしょうか。

事務局（保育幼稚園課 田口課長補佐）

実施する事業所によりますが、満3歳の方が入園できるという園であれば、そのまま3歳になったときに、誰でも通園制度ではなくて、通常の3歳での入園ということは可能となりますので、誰でも通園制度で慣れて、3歳で入園したときに、最初から少し慣れた雰囲気通園、ということが想定できるところでございます。

議長（吉倉会長）

よろしいですか。

小原委員

はい。ありがとうございます。

議長（吉倉会長）

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは本当にいろいろなご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。以上をもちまして、本日予定していた議事は全て終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

6 閉 会

司会（染谷課長）

吉倉会長、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、青山副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

青山副会長

本日も大変お世話になりました。本日は、1つ目として、久喜市こども計画案の諮問を受け、答申を通すというような重要な役割があったと思います。本計画の基本理念に掲げるこども、若者、子育て世代が育ち、未来へつなぐまちづくりに向けて、こちらのこども計画が、推進されることを強く願います。

また、その他の事項としては、こども誰でも通園制度につきまして、情報提供をいただきまして、制度の概要や、それから、これに係るご意見も皆様からと活発に出たと思います。今年度は5回にわたり久喜市児童福祉審議会を行わせていただきましたが、どの会におきましても、それぞれの委員のお立場から、より良く久喜市が発展するように、特にこどもがよく育ち、そして子育てしやすい環境でということで、今日は特に受け入れる大勢の働き手のことまでも考えた、その意見をいただけたことも大変うれしく思います。

事務局の皆様に対しましては、今までこども計画案を立案するまでに、本当に様々なご苦勞があったかと思ひます。感謝申し上げます。ありがとうございました。

司会（染谷課長）

ありがとうございました。委員の皆様には、公私ご多忙中のところご出席いただきまして、ありがとうございました。またご審議いただきました久喜市こども計画につきましては、今後市長の決裁行為をとりまして正式なものとなります。今回から正式な冊子としての印刷製本は、環境配慮の面から作らないという方針が出ており、PDFや電子版で見るとなりましたが、委員の皆様には印刷したものをお配りして、お手元で見ていただきたいと思ひますので、後日送付をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第5回久喜市児童福祉審議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年4月22日

四ツ釜 雅彦

山本 千恵子